

～お客様にも働く皆様にもきれいな空気を～
ゼロ

「受動喫煙0推進協力店」を 募集しています

禁煙



No Smoking

船橋市地域・職域連携推進協議会（事務局：船橋市保健所地域保健課）

配布している禁煙ステッカー

船橋市地域・職域連携推進協議会では
ゼロ

「受動喫煙0推進協力店」に 禁煙ステッカーを配布しています

たばこの煙は、たばこを吸う人だけでなく、周囲のたばこを吸わない人の健康にも影響を与えます。

船橋市地域・職域連携推進協議会では、受動喫煙防止対策の推進に努めており、店舗内全面終日禁煙に取り組む飲食店向けに、無料で禁煙ステッカーを配布しています。

ステッカーを店頭に掲示することで、たばこを吸う人も吸わない人も、利用するお店が選びやすくなります。

《登録要件》

- ・市内に所在する飲食店である
- ・店舗内全面終日禁煙（加熱式たばこも含む）である（※敷地内禁煙であればさらに望ましい）
- ・禁煙ステッカーを店頭に掲示できる

《登録方法》

- ・受動喫煙0推進協力店登録届に必要な事項を記入のうえ、船橋市地域保健課へ提出する（※登録届は市のホームページからダウンロードするか、地域保健課窓口またはメールでご請求ください。）

《推進協力店に登録すると…》

「禁煙」環境づくりに積極的に取り組んでいるお店として、市のホームページに掲載されるほか、市が実施する事業等で、推進協力店一覧を配布するなどし、お店の紹介をしていきます！

～地域・職域連携推進協議会とは～
地域保健と職域保健の連携推進にあたり、自治体、事業者、医療関係団体、医療保険者等から構成された協議会で、都道府県・保健所設置市及び2次医療圏単位に設置されています。

協議会では、地域の生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、様々な周知啓発や保健事業の共同実施等を行っています。

協議会の事務局は地域保健課です。

[問い合わせ先]

船橋市 地域保健課

〒273-8506

住所：船橋市北本町1-16-55

TEL：047(409)3274

FAX：047(409)2914

Mail：chiikihoken@city.funabashi.lg.jp

「受動喫煙」とは？

本人は喫煙しなくても、他人のたばこの煙を吸わされてしまうことを「**受動喫煙**」といいます。

たばこの健康への悪影響は喫煙者本人だけではなく、受動喫煙によっても健康への悪影響があることが報告されています。



受動喫煙による健康への影響

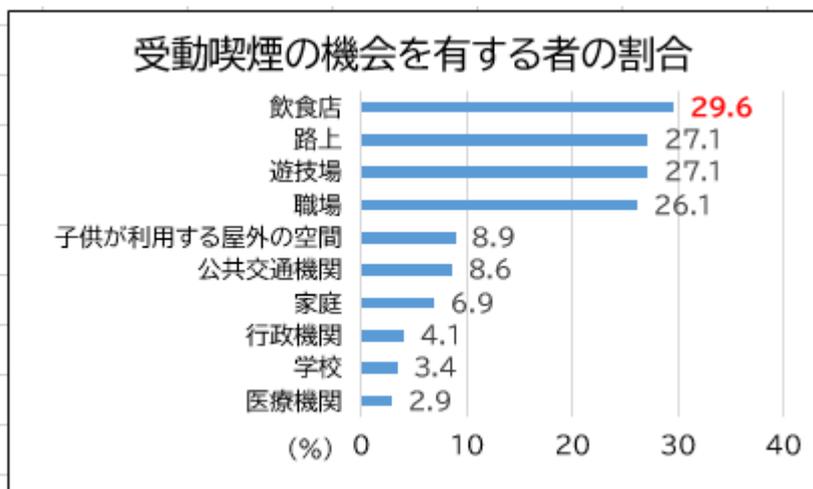
受動喫煙による健康への影響は、のどの痛みや咳、流涙、頭痛などのすぐあらわれる症状のほか、長期的には肺がんや狭心症、心筋梗塞、脳血管疾患、糖尿病や慢性閉塞性肺疾患（COPD）の発症や悪化などのリスクも高めます。

また、子どもはおなかの中にいる時からたばこの影響を受け、流産や低体重出生、喘息や気管支炎といった呼吸器疾患、呼吸機能の低下、乳幼児突然死症候群（SIDS）等のリスクが高まります。

受動喫煙の機会が多い場所は「飲食店」

令和元年の国民健康・栄養調査の結果では、約83%が非喫煙者となっており、非喫煙者の受動喫煙の機会を場所別にみると、**飲食店**が**29.6%**と最も高い状況でした。

国の健康増進計画である「健康日本21（第二次）」では、平成34年（2022年）までに飲食店での受動喫煙を**15%**まで減らすことを目標としています。



令和元年「国民健康・栄養調査」の結果より

2020年4月、健康増進法の一部を改正する法律（改正法）が全面施行されました。改正法は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子どもや患者の皆さんに配慮し、多くの人が利用する施設の区分に応じて、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理権原者の方が講ずべき措置等について定めたものです。

（※飲食店は第二種施設にあたり、原則屋内禁煙の施設です）

望まない受動喫煙をなくすために、飲食店での「禁煙」環境づくりにご協力ください。